

No. 28

| | | | | |
|------|---------------------------------|--------------|---------------------------|--------------|
| 市町村名 | 担当部課名 | TEL | 直通・内線 | FAX |
| 日進市 | 生活安全部 環境課 | 0561-73-2843 | 直 通 | 0561-72-4603 |
| 住 所 | 〒470-0192 日進市蟹甲町池下268 | | 担当者氏名 | 大竹 玲子 |
| URL | https://www.city.nisshin.lg.jp/ | E-mail | kankyo@city.nisshin.lg.jp | |

(1) [補助金額]

(単位：円)

| 人槽区分 | 限度額 | 特定地域 | 人槽区分 | 限度額 | 特定地域 |
|------|---------|------|---------|-------|------|
| 5人槽 | 332,000 | — | 11～20人槽 | 補助しない | — |
| 7人槽 | 414,000 | — | 21～30人槽 | 補助しない | — |
| 10人槽 | 548,000 | — | 31～50人槽 | 補助しない | — |
| | | | 51人槽以上 | 補助しない | — |

(2) [令和5年度の補助計画基数]

(単位：基)

| 5人槽 | 7人槽 | 10人槽 | 11～20人槽 | 21～30人槽 | 31～50人槽 | 51人槽以上 | 合 計 |
|-----|-----|------|---------|---------|---------|--------|-----|
| 2 | 5 | | | | | | 7 |

前年度実績基数 (1基)

(3) [補助対象地域]

- ・市内の下水道法に基づく公共下水道の事業計画区域（北部処理区、梅森処理区、南部処理区）及び次に定める区域を除く全域
 - ①農業集落排水事業区域（日進地区相野山処理区）
 - ②既に大型合併処理浄化槽が設置されている三ヶ峯台、南山エピック及び五色園の各住宅団地（ただし、市長が特別に認めるものの建物は除く）
 - ③その他市長が指定する区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①専用住宅において、既設のみなし浄化槽を廃止し、浄化槽を設置する者
- ②この要綱の施行の日以前からし尿くみ取り便所を所有し、専用住宅に浄化槽を設置する者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建物又は土地を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの
- ③自らの雑排水を浄化槽で処理することなく公共水域に放流する者
- ④自らの居住の用に供しない専用住宅に浄化槽を設置する者
- ⑤専用住宅を新築又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認申請を要する改築をすることに伴い浄化槽を設置する者
- ⑥11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑦市税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①浄化槽法第5条第2項の規定による審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③配置図及び排水経路図
- ④建物又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤浄化槽設置工事見積書及び工事請負契約書の写し
- ⑥登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦浄化槽登録証の写し
- ⑧浄化槽保証登録証（市町村用）
- ⑨浄化槽設備士免状又は特別講習会修了証書の写し
- ⑩型式適合認定書、別添仕様書及び図面の写し
- ⑪市税納付状況確認同意書
- ⑫その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：補助事業の完了後速やかに
当該年度の3月25日とする。ただし当該期日が日曜日及び土曜日に当たる場合は、その前日とする
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の

保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

- ②浄化槽法定検査依頼書及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し
- ④施工の写真
- ⑤浄化槽設備士によるチェックリスト
- ⑥浄化槽使用廃止届出書の写し（既設浄化槽の撤去を伴う場合に限る）
- ⑦浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑧その他市長が認める書類

(9) 【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限8万円の補助を行っている（下水道接続時のみ）

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください